

厚生労働行政 業務紹介

【厚生労働省本省係長級職員（一般職相当）採用選考】

～ひと、くらし、みらいのために～



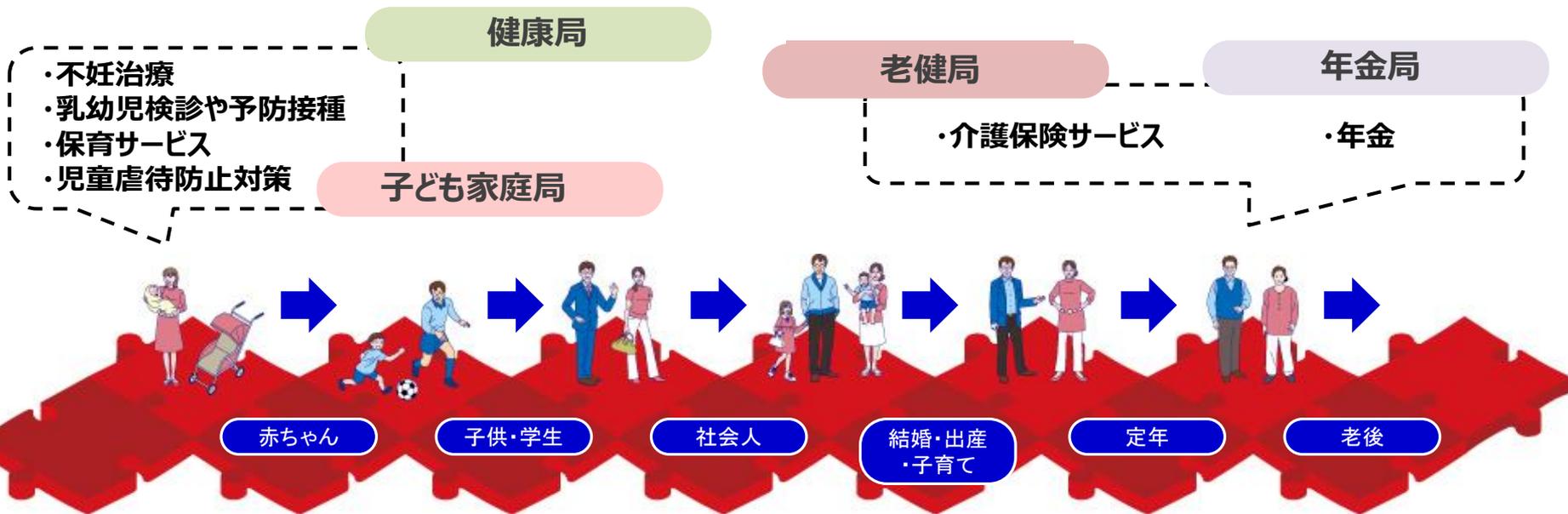
ひと、くらし、
みらいのために

令和2年11月30日
厚生労働省大臣官房人事課

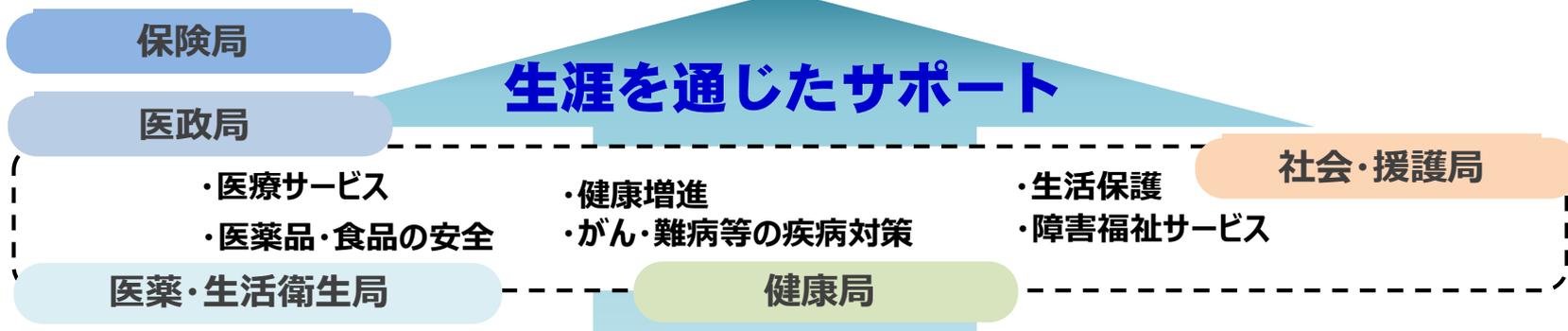
人生のあらゆる場面をサポート！

厚生労働行政の全体像

ライフステージごとのサポート

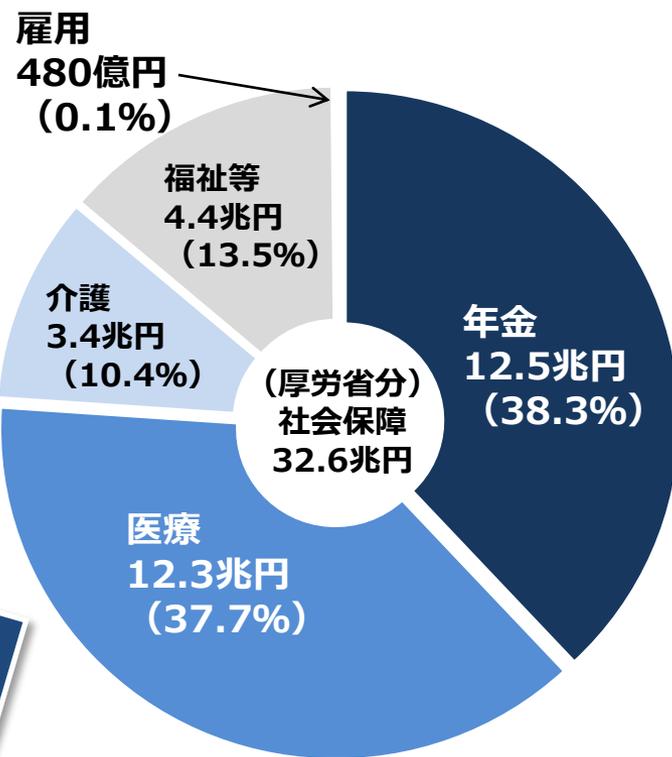
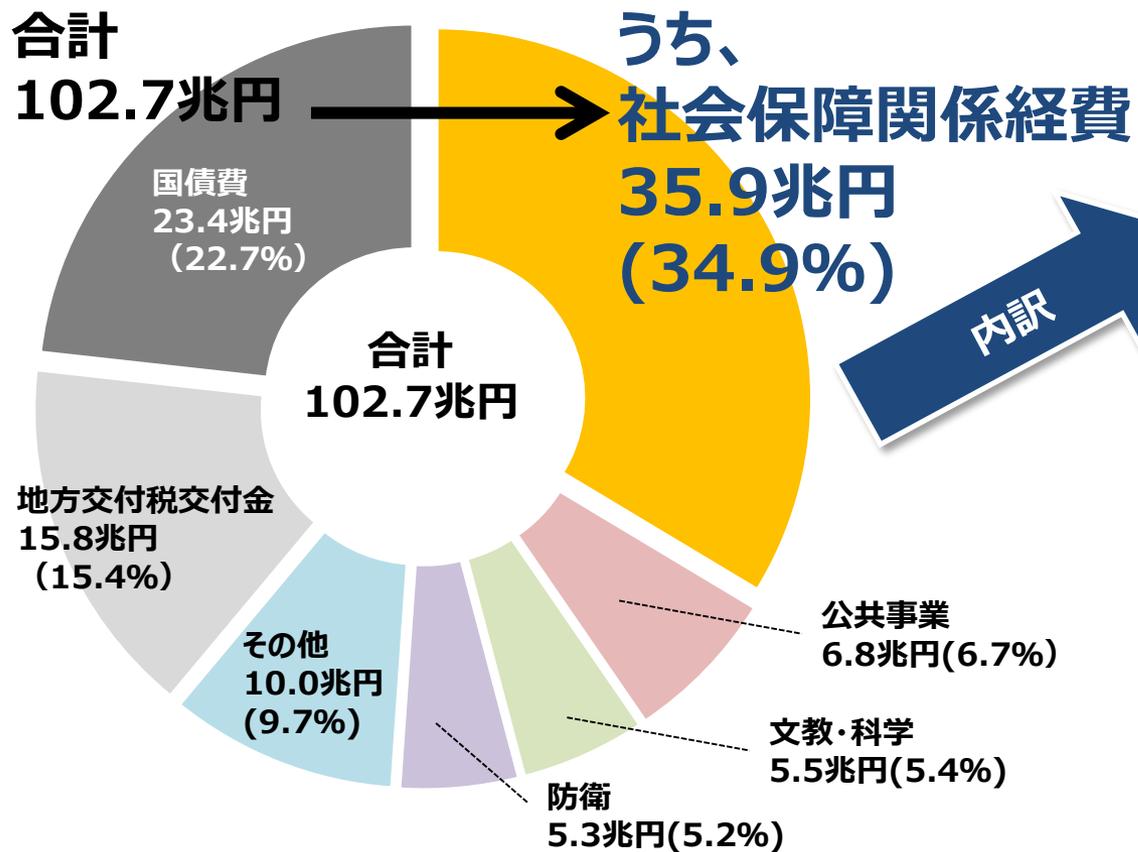


生涯を通じたサポート



厚生労働省の所管分野の予算について

令和2年度当初予算(国の一般会計歳出)



厚生労働省の組織

厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

●…今回の採用により
配属が予定される分野（部局）

職員数：総合職・一般職 約3,900名（R2.4時点）



医療政策
（医政局・保険局）



健康対策
（健康局）



医薬品の安全
（医薬・生活衛生局）



労働条件確保
（労働基準局）



雇用政策
（職業安定局）



男女雇用均等
（雇用環境・均等局）



子育て支援
（子ども家庭局）



生活困窮者支援
（社会・援護局）



介護保険制度
（老健局）



年金制度
（年金局）



職業能力開発
（人材開発統括官）

省の総合調整
総合的な政策の策定
（大臣官房・政策統括官）

などなど

厚生労働省入省後の配属分野について

配属

「一般行政事務区分」で採用された者は、厚生労働行政のうち、「医療・保険」、「衛生」、「福祉」、「年金」、「官房」のいずれかの分野に、「情報セキュリティ・IT等関係事務区分」で採用された者は、「衛生」又は「官房」の分野に配属されます。採用後は、その分野を中心に異動を重ね、業務の経験を積み、一般職（厚生行政）職員として社会保障のエキスパートとしてキャリアアップします。

医療・保険	<ul style="list-style-type: none">○医療提供体制の確立など、医療制度に関わる施策に携わります。○持続可能な医療保険制度の構築、診療報酬改定等、医療保険制度に関わる施策に携わります。 ⇒主な配属部局は医政局、保険局です。
衛生	<ul style="list-style-type: none">○健康づくりの取組の支援、がん対策、感染症対策等、国民の健康づくりに関わる施策に携わります。○医薬品・医療機器等の安全性等確保・研究開発支援、食品の安全の確保、生活衛生の向上等の施策に携わります。○障害者の方に対する保健の向上や、高齢者の介護予防等の施策に携わります。 ⇒主な配属部局は健康局、医薬・生活衛生局、障害保健福祉部、老健局です。
福祉	<ul style="list-style-type: none">○地域福祉の推進、生活困窮者への支援、障害者施策の充実、介護保険制度の運営等、福祉全般に関わる施策に携わります。○戦没者の慰霊やご遺族等の援護等に携わります。○子育て支援サービスの充実、児童虐待防止対策、社会的養育の推進等の子どもの福祉に関わる施策に携わります。 ⇒主な配属部局は、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、子ども家庭局です。
年金	<ul style="list-style-type: none">○公的年金制度の企画立案、年金事業の運營業務を担う日本年金機構の指導監督、外国との社会保障協定の締結等、将来にわたって持続可能で国民が安心できる年金制度の確立等に関わる施策に携わります。 ⇒主な配属部局は年金局です。
官房	<ul style="list-style-type: none">○厚生労働省の政策立案を支援するための統計調査の企画・実施、情報化の推進等に関わる施策に携わります。○厚生労働省の政策の実施に必要な予算のとりまとめ、決算・会計の監査、職員の福利厚生等の業務に携わります。 ⇒主な配属部局は、政策統括官（統計・情報政策担当）、大臣官房会計課です。

求める人材像

厚生行政の各分野においては、特に次のような方の活躍が期待されます！

医療・保険	<p>【一般行政事務区分】</p> <ul style="list-style-type: none">○医療保険分野(医療機関・薬局、医療保険者、審査支払機関等)での職務経験がある方
衛生	<p>【一般行政事務区分】</p> <ul style="list-style-type: none">○地方公共団体や民間団体、民間企業において、衛生関係(健康増進、疾病対策、医薬品・医療機器等の有効性や安全性の確保、精神保健福祉、介護予防、食品の安全性の確保、生活衛生の向上等)に係る政策及び事業、広報の経験がある方 <p>【情報セキュリティ・IT等関係事務区分】</p> <ul style="list-style-type: none">○ICT・セキュリティ関係の業務経験を複数年有している方○デジタル技術を活用した業務改革の一連の過程を概ね経験された方○応用情報処理技術者や情報処理安全確保支援士などの資格を有する方○主に感染症対策や健康危機管理等の衛生分野に係る情報システムの保守運用、改築、又は社会保障分野のデジタル化や各種行政手続の電子化等の施策に携わり、当該分野の知見、技能を有する方
福祉	<p>【一般行政事務区分】</p> <ul style="list-style-type: none">○地方自治体(福祉関連部署)や福祉現場(相談窓口等)での実務経験がある方、又は福祉関係の資格を有する方○自治体の福祉行政に関連する事務経験を有する方、語学力(英語、ロシア語、中国語)のある方○自治体の福祉行政に関連する実務経験や児童福祉施設での勤務経験を有し、関係する資格を取得されている方
年金	<p>【一般行政事務区分】</p> <ul style="list-style-type: none">○社会保険労務士資格や年金アドバイザー資格等を有する方○社会保険労務士事務所や地方自治体における年金業務に関する実務経験を有する方○語学能力検定において一定以上の成績を修めている方
官房	<p>【一般行政事務区分】</p> <ul style="list-style-type: none">○シンクタンクや研究機関等で、データ分析の業務経験を有する方○公的機関や民間企業等で、①ICT・セキュリティ関係の業務経験を有する方、②デジタル技術を活用した業務改革に携わった経験のある方、③予算・経理等の会計業務経験を有する方 <p>【情報セキュリティ・IT等関係事務区分】</p> <ul style="list-style-type: none">○ICT・セキュリティ関係の業務経験を複数年有している方○デジタル技術を活用した業務改革の一連の過程を概ね経験された方○応用情報処理技術者や情報処理安全確保支援士などの資格を有する方

(参考)一般職職員(※)の厚生労働省入省後のキャリアパス(行政区分)

※国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)により係員で採用された職員

おおむね2年ごとに異動し、幅広い業務を担当しながら、各分野のエキスパートを目指します。

係員

→入省後すぐに新規採職員研修(厚生労働行政の業務説明や施設等機関の見学)を2週間行います。

係長級

(一般行政事務)
→各業務の責任者として、
予算、企画等を担当

(情報セキュリティ・IT等関係事務)
→担当するシステムや
情報セキュリティの企画・立案、
予算要求等を担当

本省

例：係長、主査、専門職 等

課長補佐級

(一般行政事務)
→課の予算、企画等の
とりまとめ、調整を担当

(情報セキュリティ・IT等関係事務)
→課の予算要求・管理、
システムの企画・調整を担当

本省

例：課長補佐、監査官、
専門官 等

課長、室長級

→課・室の業務の
総責任者

本省

例：課長、室長 等

※採用後一定期間経過の後、本省内部部局以外(地方厚生局、施設等機関等)への異動もあります。

経験年数

8年目～

18年目～

※経験年数については、採用前の職務経験も考慮します。

本省採用のやりがい ～日本の未来をつくる～

今回採用される職員は、本省係長級職員（一般職相当）として、厚生労働行政分野のうち、厚生行政分野での政策の企画・立案、施行等の業務を行います。

【一般職職員の業務】

一般職職員は、医療・保険、衛生、福祉、年金など、社会保障の各行政分野のエキスパートとして、**企画・立案業務、予算業務**など、様々な分野で活躍しています。

本省採用だからこそ、できること

- ① 国の制度の骨格をなす法律の企画立案、国の制度を動かすための予算編成に携わることができる。
- ② 責任のある、全国に影響を及ぼす仕事を任される。
- ③ 様々な職種（総合職、一般職、医師等技術系職員等）自治体・他省庁・民間企業からの出向者が高い意識と使命感をもって仕事をしており、常に刺激を受け、自己啓発される。
- ④ 自分が携わった施策等がメディアで報道され、評価される。

厚生労働行政を推進するために。

～私たちの仕事内容～



中央社会保険医療協議会▲

有識者からの
意見を踏まえ、
制度・枠組みや
運用方法の検
討を行う。

制度・枠組み

法律等による
制度設計 など



▲国会議事堂

法案や予算案の
成立に向けて、国会審議などに対応
する。

運用

通知等による
運用方針の決定 など

制度を推進するた
め、自治体や労働
局に対して、通知
や補助金等の執
行を行う。

予算

補助金等による
財政的支援 など



▲秋田労働局

採用後に携わる具体的業務について

～一般行政事務の主な仕事内容～

予算業務

- 各部局の各課における施策に必要な予算を根拠に基づいて検討します。施策に係る国民のニーズについて、現場への視察や調査等を通じて、情報収集します。(4月～7月頃)
- 必要な予算について、省内関係部局及び財務省への説明を行うための予算要求資料(ワード・エクセル・パワーポイントが主)の作成を行います。(8月～12月頃)
- 施策を実行するために補助金交付要綱(通知)を作成し、自治体等からの申請に基づき、申請内容を審査し、迅速かつ適切に予算執行を行います。(4月～)
- 予算執行後、自治体等からの決算報告に基づき、前年度の予算が適切に執行されているかの確認を行います。(4月～6月頃)

国会業務

- 各部局の各課の施策に関する国会審議のため、国会答弁資料や関係するデータ等参考資料の作成等を行います。(ワード・パワーポイントが主)
- 国会議員等からの問い合わせに対して、回答するための資料作成等を行います。

法令(通知)業務

- 所属課室の施策を実施するための法令(法律・政令・省令)、通知等の問合せに対応します。
- 制度等に変更があった場合には、必要に応じて法令、通知等の改正を行い、国民に周知します。
- 施策の在り方等について、有識者の意見を伺うため、審議会や検討会が開催されるため、それらの検討のための資料作成等を行います。

その他、配属される部局・課室・係によって、統計調査の企画・集計、総務業務(職員の勤怠管理、給与計算・支給手続き等、会議の開催準備)、経理業務(契約締結、出納等)等、多様な業務があります。

※上記業務は採用後のキャリアの中で経験することが多い業務の一部を例示したものであり、採用後、上記のすべてに携わるわけではありません。

※上記業務は部局・課・係の単位でチームとなって行うものであり、職員1名ですべてを対応するわけではありません。

※採用直後は、主査・係長として係が所管する政策の企画・立案や予算編成等を担当します。

働き方改革・休み方改革

～「先ず隗より始めよ」～

実績

働き方改革の目標

- ・在庁時間の縮減
- ・テレワークの活用促進
- ・フレックスタイム制、早出・遅出勤務の活用促進 など

休み方改革の目標

- ・年間16日以上・少なくとも全職員の75%が毎月1日以上の年次休暇を取得 など

その他の取組

- ・働き方改革・休み方改革の取組の実施状況を人事評価へ反映 など

○テレワーク利用

6,440人日 (H29年度)
⇒9,779人日 (H30年度)
⇒14,696人日 (R1年度)

○平均退庁時間

19:58 (R1年)

- ### ○全職員のうち、月1日以上の年次休暇を取得した割合 68% (R1年)

1. 職員の仕事と生活の調和の推進のための改革

働き方改革・休み方改革

- (1) 価値観・意識の改革
 - ・効率的な業務運営やワークライフバランスに資する取組について、人事評価に反映
- (2) 職場における仕事改革
 - ・出退勤管理の徹底
 - ・休暇の取得促進
- (3) 働く時間と場所の柔軟化
 - ・テレワークの抜本的拡大
 - ・フレックスタイム制、早出・遅出の活用促進

育児・介護等と両立して活躍できるための改革

R2年度までの目標

- ◆ 男性職員の育休取得率 30% 原則として5日以上取得
- ◆ 配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率
合計5日以上：100%、合計7日：90%

- (1) 職場環境の整備
- (2) 両立支援制度の促進及び人事管理上の配慮
- (3) 育児休業取得中等の職員への支援策
- (4) 代替要員の確保に向けた人事運用面の対応
- (5) 保育の確保

2. 女性活躍推進のための改革

R2年度までの目標

採用関係

- ◆ 採用者に占める女性割合 30%

登用関係

- ◆ 本省課室長相当職の女性割合 13%
- ◆ 係長相当職（本省）の女性割合 30%

- (1) 女性の採用の拡大
- (2) 女性の登用目標達成に向けた計画的育成
- (3) 女性職員のキャリア形成支援等

3. 次世代育成支援対策に関する具体的取組

- (1) 妊産婦及び育児を行う職員への配慮
- (2) 子ども看護を行うための特別休暇の取得推進
- (3) 公務員宿舍の貸与
- (4) 子育てバリアフリーの促進
- (5) 子ども・子育てに関する地域活動への参画
- (6) 子どもとふれあう機会の充実（子ども霞ヶ関見学デーなど）

ワーク・ライフ・バランス～仕事と育児の両立支援～

■ 子どもの成長を見守るために ■

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、働き方の見直しを図っていくことは重要な課題となっています。

国では、仕事と育児が両立できるよう、以下のとおり育児休業等制度を実施しています。



出産する場合

産前・産後休暇

産前6週間、産後8週間
(多胎妊娠の場合は産前14週間)

3歳未満の子どもを養育する場合

育児休業

配偶者の就業等の状況にかかわらず取得可能

超過勤務の免除

小学校就学前の子どもを養育する場合

育児時間

1日の勤務時間の一部（2時間まで）を勤務しないことが可能

育児短時間勤務

勤務時間を1日3時間55分（週19時間35分）等に短縮

福利厚生

～厚生労働省の職員になったら～

厚生労働省共済組合

職員やその家族が安心して毎日の仕事や生活を送れるよう、厚生労働省共済組合に加入することになります。

病気やけがでかかった**医療費の負担**や、お子さんが生まれたときの**出産費の支給**、育児休業を取得した場合は**育児休業手当金**などが支給されます。

厚生労働省共済組合直営診療所



組合員及び被扶養者の疾病に対する治療又は予防を目的として、厚生労働省本省支部に直営診療所を設置運営しています。

グループ保険（オーロラ保険）

加入者の皆様から掛金(保険料)を受け入れ、万一の際に各種の給付が受けられる制度です。「**オーロラ保険(生命保険)**」、「**オーロラ保険(損害保険)**」の2種類があり、同時に加入することも出来ます。

傷病手当金

組合員が、公務外の病気やけがのために勤務することができない場合は、傷病手当金（法定給付）が支給されることがあります。

その他

- **人間ドックやがん検診**などの健康の保持・増進のための事業
- **住宅資金等の貸付**などの事業

厚生労働省の職場紹介 その①

地下1階 コンビニ



地下1階 そば・うどん



地下1階 パン屋



1階 喫茶店



厚生労働省の職場紹介 その②

地下1階 売店



3階 内科診療室



2階 保育室



★ 5号館受動喫煙対策★

○厚生労働省（中央合同庁舎第5号館）は、低層棟講堂横の屋外喫煙所を除き、全面禁煙です。
※紙巻きたばこのほか、加熱式たばこ、電子たばこも含め禁煙です。

また、令和元年7月の改正健康増進法一部施行を契機として、以下の目標を掲げ取り組んでいます。

- ・令和2年4月 ⇒ 勤務時間内完全禁煙
- ・令和4年4月 ⇒ 敷地内完全禁煙（喫煙所廃止）

